

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当たる翌日)
当該休日には、
(当たる翌日)

鳥取県告示第千三十六号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、次のように保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第一条の規定により告示する。

昭和五十五年十一月十八日

鳥取県知事 平林鴻三

◇告示
保険医療機関等の指定

結核予防法による医療機関の指定

土地改良法による換地計画の適否の決定

保安林予定森林

解除予定の保安林

漁業災害補償法による共済契約の締結の申込みについて

の同意を求めるための発起人の届出

道路の区域の変更

開発行為に関する工事の完了（二件）

教育委員会の招集

◇正誤

昭和五十五年十一月十四日付鳥取県公報第五千二百六六号
中訂正

告示

鳥取県告示第千三十七号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第一項の規定に基づき、医療機関を次のとおり指定したので、結核予防法施行規則（昭和二十六年厚生省令第二十六号）第二十六条の規定により告示する。

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
北 室 内 科	鳥取市西町一丁目二〇二 朝日新聞社ビル内	昭和五十五年十一月一日
松 本 医 院	米子市河崎字河崎団地 一七四〇一一九	"
大 嶋 歯 科 医 院	八頭郡船岡町船岡 一九七一九	昭和五十五年十一月四日
赤 山 薬 局 境 港 店	境港市上道町一八五五	昭和五十五年十一月一日
庄 内 出 張 診 療 所	西伯郡名和町大字高田 一〇九九	"

昭和五十五年十一月十八日

鳥取県知事 平林鴻三

指定年月日	医療機関名	所在地
昭和五十五年十一月十三日	桜井皮膚科医院 鳥取市永楽温泉町一六三桑沢	ビル二階

鳥取県告示第千三十八号

昭和五十五年九月二十五日付けで西伯郡岸本町吉長五八番地一大原千町 土地改良区から申請のあつた大原千町地区第二工区の換地計画については、審査した結果適当と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十五年十一月十八日

鳥取県知事 平林鴻三

鳥取県告示第千三十九号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十五年十一月十八日

鳥取県知事 平林鴻三

一 保安林予定森林の所在場所

- (一) 鳥取市円通寺字椎ノ木谷一〇五一の一、一〇六五から一〇六七まで、字大曲り一〇八九、字種田口一九〇の一、一九〇の二
- (二) 岩美郡国府町大字上荒舟字学院平四三三、四三七
- (三) 気高郡鹿野町大字河内字妙見谷上四四〇二
- (四) 気高郡鹿野町大字河内字亀ヶ頭三三九一
- (五) 気高郡鹿野町大字河内字狼谷上平三九八四
- (六) 気高郡鹿野町大字河内字上向谷四二九九
- (七) 気高郡鹿野町大字河内字坂谷三〇四〇、三〇四八の二
- (八) 気高郡鹿野町大字鷺峰字東山一六四九、一六五一

四 岸本町役場
異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に對し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

- 一 縦覧に供する書類
- 二 換地計画書の写し
- 三 縦覧に供する期間

- (+) 気高郡鹿野町大字鷺峰字会下谷五五、五七、六五、一五三から一五八まで
- (+) 気高郡鹿野町大字小別所字谷奥上ミ平五七五、字谷奥下モ平五六八の一、五六八の二
- (+) 気高郡鹿野町大字小別所字五輪嶺四二二から四二五まで
- (+) 気高郡青谷町大字田原谷字西溝四五一
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
- (+) 立木の伐採の方法
- (1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (2) 主伐として伐採することができる立木は、鳥取地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする
- (+) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
- 次とのとおりとする。
- 2 保安林予定森林の所在場所
- (+) 気高郡青谷町大字桑原字空山九七四
- (+) 気高郡氣高町大字宝木字母木坂一五一二
- 3 指定の目的
土砂の崩壊の防備
指定施業要件
- (+) 立木の伐採の方法
- (1) 主伐は、択伐による。

鳥取県告示第千四十号

次の保安林を解除予定の保安林にしたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十五年十一月十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

- 一 解除予定に係る保安林の所在場所
八頭郡智頭町大字市瀬字篠ヶ出二四九七の一（次の図に示す部分に限る。）
- 二 保安林として指定された目的
落石の危険の防止
- 三 解除の理由
道路用地とするため

(2) 主伐として伐採することができる立木は、鳥取地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び智頭町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第千四十一号

漁業災害補償法施行規則（昭和三十九年農林省令第三十五号）第四十八条の二において準用する同規則第四十六条第一項の規定に基づき、漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号）第一百八条の二第二項に規定する同意を求ることについて発起人になろうとすることに係る届出があつたので、漁業災害補償法施行規則第四十八条の二において準用する同規則第四十六条第三項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十五年十一月十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

届出者 の住所及び氏名	加入区	漁業の区分	場所	漁業者調査の縦覧
五岩美郡岩美町大字浦富一 五二八	浦富加入区 区域（浦富漁業 協同組合の 区域）	漁業災害補 償法第百四 条第二号に 掲げる漁業	浦富漁業協 同組合	昭和五十五年 十一月十八日 から同月二十 五日まで
竹中秀雄				
五五五 岩美郡岩美町大字浦富一				

奥田春美

岩美郡岩美町大字浦富一
四七三十一
浜野好男

鳥取県告示第千四十二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、昭和五十五年十一月十八日から二週間鳥取県土木部道路課において一般的の縦覧に供する。

昭和五十五年十一月十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

県道 線	区 間	前後別 変更	敷地の幅員 メートル	
			変更前	変更後
彦名境港 線	米子環状 線	六〇番一七地先まで	六・〇	一〇・〇
	米子市西三柳字三右衛門道西北 三〇五五番三地先から同字三〇		五九七・〇	六・〇
	六・五	六・五	六・五	一・二・〇
一・六・九	六・三五・〇	六・三五・〇	六・三五・〇	一・二・〇

鳥取県告示第千四十三号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十五年十一月十八日

鳥取県知事 平林鴻三

米原義人

鳥取市浜坂字東浜
鳥取市浜坂四一六番地九

一 開発許可の年月日及び番号

昭和五十四年三月二十七日 鳥取県指令受都計第六十三号

二 開発区域に含まれる地域の名称

米子市長砂町

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

米子市博労町二丁目五八番地

宗教法人出雲大社米子教会

代表役員 児嶋忠治

鳥取県告示第千四十四号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十五年十一月十八日

鳥取県知事 平林鴻三

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第十八号

定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。

昭和五十五年十一月十八日

鳥取県教育委員会委員長 金田要

一日時 昭和五十五年十一月二十八日（金）午前十一時十五分

二 場所 鳥取市東町一丁目二七一番地 鳥取県教育委員会委員室

三 議題 1 昭和五十五年度末公立学校教職員人事異動方針について
2 その他

(第三種郵便物認可) 昭和55年11月18日 火曜日 鳥取県公報

正

誤

昭和五十五年十一月十四日付鳥取県公報第五千二百六号中次の箇所に誤りがあつたので、訂正する。

頁 段 行 誤 正
七 上 一 第七号 第八号

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取

県

【定価一部一箇月千円(送料を含む。)】